



2026年1月29日

各 位

会社名 株式会社 C L ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 内川淳一郎
(東証スタンダード・コード番号 4286)
問合せ先 執行役員 経営企画・管理管轄 野田直樹
(TEL 050-1741-5549)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2025年2月10日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にて開示しております東京地方裁判所判決に対して当社が提起していた控訴に係る訴訟について、今般、東京高等裁判所より判決が言い渡されたことを受け、本日開催の取締役会において、当社の主張の正当性が十分に認められたとして、本判決に対する上告および上告受理申立て等を行わないことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所、判決言渡日および事件番号

裁判所：東京高等裁判所第5民事部

判決言渡日：2026年1月21日

事件番号：令和7年（ネ）第1364号

2. 訴訟の提起から判決に至った経緯

本件に関する経緯および第1審判決の内容の詳細につきましては、2025年2月10日付「訴訟の判決に関するお知らせ」に記載のとおりです。

第1審（東京地方裁判所）においては、2025年1月22日、被告らに対し、連帶して2900万9582円およびこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡されました。

しかしながら、損害賠償額の算定など、当社の主張が十分に認められなかつた点があつたことを踏まえ、当社は、2025年2月6日、控訴を提起しておりました。

そして今般、2026年1月21日、東京高等裁判所において判決が言い渡されました。

3. 判決の内容

- (1) 1審原告の本件控訴に基づいて原判決主文第2項及び第3項を次のとおり変更する。
- (2) 1審被告らは、1審原告に対し、連帶して3163万6639円及びこれに対する1審被告甲につき令和4年1月17日から、1審被告乙及び1審被告会社につき同月16日から、各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (3) 1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

- (4) 1審被告らの本件控訴をいずれも棄却する。
- (5) 訴訟費用は第1、2審を通じてこれを10分し、その1を1審被告らの、その余を1審原告の各負担とする。
- (6) この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

(ご参考) 原判決主文(第1審判決の内容)は次のとおりです。

- (1) 本件訴えのうち、被告に対する差止請求に係る部分を却下する。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帶して2900万9582円及びこれに対する被告甲につき令和4年1月17日から、被告乙及び被告会社につき同月16日から、各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告らの負担とし、その余は原告の負担とする。
- (5) この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

当社は、本判決において、第1審に引き続き、被告らによる組織的な引き抜き行為および競業準備行為が社会的相当性を逸脱した違法な行為であると認定されたことは、当社の主張の正当性が認められたものと評価しており、本判決に対する上告および上告受理申立て等を行わないことを決定いたしました。また、被告側代理人からも同申立て等を行わない旨に加え、本判決に従い任意に支払う意向が示されておりましたことから、今後は、本判決の内容に従い、適切に対応してまいります。

なお、本件が、2026年12月期の当社連結業績に与える影響は軽微と見込んでおりますが、今後、重大な影響を与えることが判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上